

茨城県報

第 5 7 号

平成元年7月24日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録(医療福祉課)	1
●保安林の指定の予定(林業課)	4
●土地改良事業の認可(3件)(農地管理課)	5
●土地改良事業の適当決定(2件)(")	5
●換地計画の適当決定(2件)(")	6
●道路の区域変更(2件)(道路維持課)	7
●道路の供用開始(2件)(")	8

公 告

●地籍調査の成果認証(農地計画課)	8
●開発行為の工事完了(建築指導課)	9

告 示

茨城県告示第846号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記 号 番 号	登録年月日	国民健康保険医
茨国歯 第2127号	元. 6. 2	茂 木 久 和
茨国医 第6754号	元. 6. 12	淺 沼 亜 紀
茨国歯 第2129号	元. 6. 8	荻 野 茂
〃 第2130号	元. 6. 12	角 田 裕 子
〃 第2131号	〃	水 野 孝 司
〃 第2132号	元. 6. 16	千ヶ崎 乙 文
〃 第2133号	〃	大 林 弘 昇
〃 第2134号	〃	串 田 淳 子

茨国歯	第2135号	元. 6. 16	弘 中 一 郎
"	第2136号	"	伊 藤 寿
"	第2137号	"	田 坂 泰 典
茨国薬	第1616号	"	石 田 弓 子
"	第1617号	"	加 藤 恵 子
茨国医	第6755号	"	青 島 か お り
"	第6756号	"	阿 竹 茂
"	第6757号	"	安 達 充 芳
"	第6758号	"	五 十 嵐 美 奈 子
"	第6759号	"	池 澤 和 人
"	第6760号	"	石 井 亜 紀 子
"	第6761号	"	石 川 欽 也
"	第6762号	"	石 川 智 義
"	第6763号	"	石 津 隆
"	第6764号	"	伊 藤 み さ 子
"	第6765号	"	稲 井 慶
"	第6766号	"	稲 垣 雅 春
"	第6767号	"	稲 毛 芳 永
"	第6768号	"	猪 俣 謙 作
"	第6769号	"	井 元 政 義
"	第6770号	"	今 井 博 則 子
"	第6771号	"	岩 崎 優 子
"	第6772号	"	大 沢 夏 美
"	第6773号	"	大 谷 浩 司
"	第6774号	"	岡 田 基
"	第6775号	"	小 熊 め ぐ み
"	第6776号	"	小 野 瀬 厚 子
"	第6777号	"	金 澤 伸 郎
"	第6778号	"	柿 田 哲 彦
"	第6779号	"	鴨 下 昌 晴
"	第6780号	"	木 村 伸 一
"	第6781号	"	木 村 武 志
"	第6782号	"	木 村 哲
"	第6783号	"	来 栖 淳 一
"	第6784号	"	軍 司 直 人

茨国医	第6785号	元. 6. 16	河	野	達	夫
"	第6786号	"	小	島	眞	樹
"	第6787号	"	米	納	昌	恵
"	第6788号	"	坂	根	正	孝
"	第6789号	"	坂	本	和	彦
"	第6790号	"	佐	藤	宏	一
"	第6791号	"	佐	藤	豊	実
"	第6792号	"	佐	藤	雅	人
"	第6793号	"	佐	藤	祐	子
"	第6794号	"	柴	原		健
"	第6795号	"	杉	谷	武	彦
"	第6796号	"	鈴	木	謙	介
"	第6797号	"	鈴	木	裕	道
"	第6798号	"	芹	澤	富	士子
"	第6799号	"	葦		勇	一
"	第6800号	"	高	山	典	子
"	第6801号	"	武	安	法	之
"	第6802号	"	田	口	典	子
"	第6803号	"	田	口	雅	一
"	第6804号	"	田	中	喜	美夫
"	第6805号	"	田	部	井	史子
"	第6806号	"	坪	内	由	里
"	第6807号	"	仁	保	文	平
"	第6808号	"	野	澤	久	美子
"	第6809号	"	萩	谷	政	明
"	第6810号	"	藤	本		香
"	第6811号	"	平	山	浩	一
"	第6812号	"	堀		光	雄
"	第6813号	"	牧	山	康	志
"	第6814号	"	三	島		初
"	第6815号	"	三	井	石	根
"	第6816号	"	箕	面	寄	至
"	第6817号	"	村	上		統
"	第6818号	"	村	田		靖
"	第6819号	"	文		由	美

茨国医	第6820号	元. 6. 16	物 井	久
”	第6821号	”	森 島	勇
”	第6822号	”	森 山 伸	子
”	第6823号	”	安 田	貢
”	第6824号	”	山 本 享	宏
”	第6825号	”	山 本 哲	哉
”	第6826号	”	吉 岡	大
”	第6827号	”	芳 賀 真	司
”	第6828号	”	吉 村 幸	浩
茨国歯	第2138号	”	富 塚 敦	子
”	第2139号	”	遊 佐	浩

茨城県告示第847号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定を予定している森林の所在場所

那珂郡山方町盛金字檜沢口3307の1, 3309, 字イスフスバ3310の1, 字北向ノ平3312の3, 字カラムシ沢3313, 字桐木久保3315, 字沼ノ上3318の1, 3318の2, 字中曾利3320, 字檜沢コクワ沢3321の2, 3321の4, 3321の6, 3321の7, 3321の8, 3321の9, 3321の12, 字バラッポウ3322, 字高山沢3323, 字カウブツ3325, 字松葉曾根3328の1, 字平四郎3329の1, 字根久保沢3330, 字シンチ3333, 字門十沢3520, 3522, 大字盛金字ユツリハ沢3314, 字檜沢コクワ沢3321の1, 3321の10, 字下細工ノ芝3327, 字門十沢3524

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び山方町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第848号

平成元年3月6日付けで石下町長松崎良助から認可申請のあった本豊田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年7月13日認可した。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第849号

平成元年4月26日付けで土浦市外十五ヶ町村土地改良区から認可申請のあった乙戸川下流地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年7月13日認可した。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第850号

平成元年3月30日付けで山方町長根本嘉朗から認可申請のあった小貫地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年7月13日認可した。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第851号

田谷川土地改良区から平成元年5月16日付けで認可申請のあった野田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類 田谷川土地改良区定款の写し
野田地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間 平成元年7月25日から平成元年8月16日まで
- 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第852号

田谷川土地改良区から平成元年5月16日付けで認可申請のあった舟原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 田谷川土地改良区定款の写し
舟原地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期日 平成元年7月25日から平成元年8月16日まで
- 3 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第853号

平成元年6月26日付けで認可申請のあった関本地区第2換地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年7月25日から平成元年8月14日まで
- 3 縦覧の場所 北茨城市役所

茨城県告示第854号

平成元年6月26日付けで認可申請のあった関本地区第4換地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年7月25日から平成元年8月14日まで
- 3 縦覧の場所 北茨城市役所

茨城県告示第855号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年7月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤代板戸井岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字大柏 字雷神250-1番地先から	旧	メートル 最大 30.0	メートル 2,526.5	
		最小 4.5		
北相馬郡守谷町大字大木 字観音前1018-2番地先まで	新	最大 30.0	2,526.5	土地区画整理事業の 実施に伴う区域変更
		最小 4.5		
		最大 45.0	2,909.0	
		最小 12.0		

茨城県告示第856号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年7月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田守谷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字野木崎 字北ノ前1215-1番地先から 北相馬郡守谷町大字守谷 字土塔前2597-1番地先まで	旧	メートル 最大 16.0	メートル 2,580.7	
		最小 5.0		
北相馬郡守谷町大字野木崎 字北ノ前1215-1番地先から 北相馬郡守谷町大字守谷 字土塔前2597-1番地先まで 北相馬郡守谷町大字野木崎 字北ノ前1215-1番地先から 北相馬郡守谷町大字守谷 字黒内2354-93番地先まで	新	最大 16.0	2,580.7	土地区画整理事業施 行に伴う区域変更
		最小 5.0		
		最大 37.0	3,013.7	
		最小 16.0		

茨城県告示第 857 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成元年 7 月 24 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 八代庄兵衛新田線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市貝原塚町字清水 1479 番一 2 地先から
竜ヶ崎市別所町字打越 413 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成元年 7 月 26 日

茨城県告示第 858 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成元年 7 月 24 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市羽原町字東台 1430 一 1 番地先から
竜ヶ崎市貝原塚町字向山 1168 一 3 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成元年 7 月 26 日

公 告

●地籍調査の成果認証

猿島郡境町、笠間市における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により認証した。

平成元年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

調査を行った者の名称	猿島郡境町、笠間市
調査を行った期間	猿島郡境町大字内門、大字大歩、大字山崎の各一部 昭和 62 年 7 月 18 日から昭和 63 年 2 月 16 日まで 笠間市大字箱田、大字寺崎、大字日沢、大字石寺、大字片庭、大字大淵、 大字金井の各一部

昭和61年7月10日から昭和61年9月10日まで

認 証 年 月 日 平成元年7月17日

~~~~~  
●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年7月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
鹿島郡波崎町大字砂山2699番8, 同番32, 同番33, 同番34
- 2 事業主の住所及び氏名  
愛媛県伊予三島市寒川町830番地  
常裕パルプ工業株式会社  
代表取締役 井 川 猛

~~~~~

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行)(金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)